

第48回定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社サカイ引越センター

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称 株式会社エレコン、Blue Wash株式会社、株式会社SDホールディングス、ダイカンサービス株式会社、株式会社ディ・アイ・ティー、株式会社ジェイランド、株式会社クリーン・システム、株式会社キッズドリーム、株式会社新世紀サービス、株式会社サカイパンダロジ

② 連結の範囲の変更

株式会社サカイパンダロジについては当連結会計年度において重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

③ 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社エヌケイパッケージ他8社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連会社の数及びその名称

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称 株式会社キャンディル

③ 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

④ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社エヌケイパッケージ他 8 社

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社SDホールディングス、ダイカンサービス株式会社及び株式会社ディ・アイ・ティーの決算日は2月末日であり、株式会社クリーン・システム、株式会社キッズドリーム、株式会社サカイパンドロジの決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

単品管理商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-------|-------|
| 建物 | 7～50年 |
| 車両運搬具 | 3～5年 |
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであり、取引の対価については、履行義務を充足してから主として3か月以内に決済されるため、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. 引越契約及び引越付帯サービス業務、クリーンサービス契約

引越契約及び引越付帯サービス業務は、引越及びそれに付帯するサービスを行っており、また、クリーンサービス契約は、建物の清掃等のサービスを行っております。これらのサービスについては、顧客へのサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. 大口引越契約

個人以外の企業、大学、官公庁等の大口引越契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、予想される作業日数、配車数等に対する期末日までに発生した割合に基づいて行っております。

ハ. 商品の販売

当社及び連結子会社では、引越関連商品、リサイクル商品等の販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると認識しておりますが、配送する商品については、履行義務が充足されるまでの期間がごく短いため、出荷基準で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が商品を顧客に提供されるように手配する履行義務については、代理人として純額で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

簡便法の採用

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

3. 会計方針の変更にに関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

有形固定資産の減損損失の認識要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、又は、土地の市場価格が著しく下落していることにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った引越事業セグメント及びその他事業セグメントに係る資産グループ7支社（拠点）の有形固定資産（帳簿価額合計2,334百万円）について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としての資産グループは、引越事業においては各支社（拠点）単位としております。また、減損の兆候があると認められる場合には、各支社（拠点）単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の営業利益実績、取締役会によって承認された予算、将来の利益成長率等を基礎としておりますが、支社別営業利益予測額と支社別営業利益成長率を主要な仮定としております。このように将来キャッシュ・フローの見積りについては不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	498百万円
土地	6,291
計	6,789
上記に対応する債務	
短期借入金	1,100百万円
長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	765
計	1,865

(2) 割賦払いにより所有権が留保されている資産

所有権が留保されている資産	
車両運搬具	827百万円
上記に対応する債務	
未払金	435百万円
長期未払金	533
計	968

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

24,178百万円

(4) 保証債務

非連結子会社の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。
関越物流株式会社

142百万円

(5) 土地の再評価に関する注記

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69条）に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額又は第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,305百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 42,324,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月15日 定時株主総会	普通株式	1,545	38	2024年3月31日	2024年6月17日	利益剰余金
2024年10月31日 取締役会	普通株式	609	15	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月21日開催の第48回定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,334	82	2025年3月31日	2025年6月23日	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売上債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

金銭の信託及び投資有価証券である株式・債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）をご参照ください。）。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	705	705	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	4,037	4,037	—
関連会社株式	1,163	1,386	223
資産計	5,906	6,129	223

（注）市場価格のない株式等は、「投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金	162
投資有価証券	
その他有価証券	145
関係会社株式	635
関係会社出資金	70

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先度が最も低いレベルに分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	705	—	705
投資有価証券				
株式	1,745	—	—	1,745
社債	—	2,292	—	2,292
資産計	1,745	2,997	—	4,742

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 関連会社株式	1,386	—	—	1,386
資産計	1,386	—	—	1,386

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価額により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債は取引金融機関から提示された価額により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、千葉県その他の地域において、賃貸駐車場及びマンション等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時 価
9,996	9,152

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注） 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による「財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方」（国土交通省）に基づく原則的時価算定の方法により算定した金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算出した金額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	引越事業	電気工事 事業	クリーンサ ービス事業	リユース 事業	計		
地域別							
北海道・東北地区	9,067	164	—	—	9,232	—	9,232
関東地区	35,319	1,761	4,188	1,016	42,285	—	42,285
中部・東海地区	15,087	446	796	265	16,595	—	16,595
近畿地区	19,968	1,326	485	5,414	27,195	—	27,195
中国・四国地区	8,535	231	—	137	8,904	—	8,904
九州・沖縄地区	15,407	710	—	—	16,118	—	16,118
顧客との契約から生じ る収益	103,385	4,641	5,470	6,833	120,331	—	120,331
その他の収益	—	—	—	—	—	692	692
外部顧客への売上高	103,385	4,641	5,470	6,833	120,331	692	121,023
収益認識の時点							
一時点で移転される 財又はサービス	102,939	4,641	5,470	6,833	119,886	—	119,886
一定期間にわたり 移転されるサービス	445	—	—	—	445	—	445
顧客との契約から生じ る収益	103,385	4,641	5,470	6,833	120,331	—	120,331
その他の収益	—	—	—	—	—	692	692
外部顧客への売上高	103,385	4,641	5,470	6,833	120,331	692	121,023

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等でありま
す。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首） (2024年4月1日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	9,777	11,040
契約資産	4	9
契約負債	3,494	3,848

契約資産は、主に大口引越契約について進捗度に応じて認識した収益に係る未請求部分であります。契約資産は顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。

契約負債は、主に引越サービスの履行義務の充足より前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,494百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産の重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、契約負債が353百万円増加した主な理由は、引越にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,359円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 215円58銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

単品管理商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7 ～ 50年

車両運搬具 3 ～ 5 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであり、取引の対価については、履行義務を充足してから主として3か月以内に決済されるため、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. 引越契約及び引越付帯サービス業務

引越契約及び引越付帯サービス業務は、引越及びそれに付帯するサービスを行っております。これらのサービスについては、顧客へのサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. 大口引越契約

個人以外の企業、大学、官公庁等の大口引越契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、予想される作業日数、配車数等に対する期末日までに発生した割合に基づいて行っております。

ハ. 商品の販売

当社では、引越関連商品、リサイクル商品等の販売を行っており、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると認識しておりますが、配送する商品については、履行義務が充足されるまでの期間がごく短いため、出荷基準で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が商品を顧客に提供されるように手配する履行義務については、代理人として純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

有形固定資産の減損損失の認識要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、又は、土地の市場価格が著しく下落していることにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った引越事業セグメントに係る資産グループ7支社(拠点)の有形固定資産(帳簿価額合計2,334百万円)について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る負債

建物	498百万円
土地	6,291
計	6,789
上記に対応する債務	
短期借入金	1,100百万円
長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	765
計	1,865

(2) 割賦払いにより所有権が留保されている資産

所有権が留保されている資産

車両運搬具	761百万円
上記に対応する債務	
未払金	424百万円
長期未払金	469
計	893

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 22,954百万円

(4) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。

株式会社ジェイランド	196百万円
関越物流株式会社	142
計	339

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	1,073百万円
② 長期金銭債権	1,231百万円
③ 短期金銭債務	3,854百万円
④ 長期金銭債務	5百万円

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69条）に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額又は第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,305百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高

352百万円

仕 入 高

13,475百万円

販売費及び一般管理費

20百万円

営業取引以外の取引高

91百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,664,272株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	165百万円
賞与引当金	252
未払賞与	320
未払社会保険料	198
未払役員退職慰労金	11
貸倒引当金	8
一括償却資産	0
確定拠出年金未払金	255
ゴルフ会員権評価損	2
投資有価証券評価損	13
減損損失	538
資産除去債務	17
その他	90
繰延税金資産小計	1,876
評価性引当額	△504
繰延税金資産合計	1,371
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	146
資産除去債務に対応する除去費用	11
繰延税金負債合計	158
繰延税金資産の純額	1,213
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金資産	498百万円
評価性引当額	△498
土地の再評価に係る繰延税金資産計	—
土地の再評価に係る繰延税金負債	532
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	532

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,213円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	193円74銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。